

西尾市中央体育館使用料

利用区分			金額		
			午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用 利用	アリーナ	平日	2,340円	2,340円	3,510円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	2,340円	2,340円	4,230円
	武道場	平日	1,680円	1,680円	2,520円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	2,020円	2,020円	3,040円
	卓球場	平日	830円	830円	1,250円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,000円	1,000円	1,500円
	会議室		520円	520円	520円
研修室		290円	290円	290円	
トレーニング室		1,090円	1,090円	1,090円	
個人 利用	アリーナ・武道場・卓球場	小・中学生	50円	50円	50円
		一般	100円	100円	100円
	トレーニング室		時間に関係なく1回 310円		
冷暖房設備	アリーナ		1時間につき	4,400円	
	武道場		1時間につき	1,040円	
	卓球場		1時間につき	520円	
シャワー			1回	100円	
ピアノ			1回	1,040円	
放送設備			一式 1回	1,040円	
椅子		1日 100脚以上500脚未満		2,090円	
		1日 500脚以上1,000脚未満		3,770円	
		1日 1,000脚以上		5,440円	

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室及び研修室を除く。
- 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- アリーナの3分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 武道場の2分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれな

- い連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 7 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
  - 8 トレーニング室の専用利用は、体育館施設の全部を専用利用する場合又は教育委員会が特別の理由があると認める場合に限り、許可する。
  - 9 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
  - 10 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
  - 11 個人利用する場合のトレーニング室の定期券（有効期間1月の利用券をいう。）の額は、2,090円とする。
  - 12 トレーニング室は、中学生以下の利用は許可しないものとする。
  - 13 アリーナの冷暖房設備は、専用利用する場合に限り使用できるものとする。
  - 14 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
  - 15 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。